

朱詐欺にご注

お金の話 それは詐欺~

令和4年の県内における特殊詐欺被害件数および被害額

206件 約4億3,850万円

被害全体の約9割が、

市役所職員を名乗って「還付金があります」などと言ってATMへ誘導し 手続きのためと操作方法を偽って、お金を振り込ませる

金融機関職員を名乗って「カードが古いので交換する必要がある」 などと言って、キャッシュカードをだまし取って、お金を引き出す

といった、ATM利用によるものです。

被害者のうち約9割が65歳以上の高齢者です。

県内金融機関における特殊詐欺被害防止対策



南都銀行

【令和5年9月から開始予定】



65歳以上の方で、過去1年以上キャッシュカードを利用したATMでの振り 込み実績がない場合、ATMでの振り込みができなくなります。



65歳以上の方で、過去1年以上キャッシュカードを利用した引き出しがない 場合、1日あたりのATMでの引き出し限度額を20万円に制限します。



【令和5年4月から開始】

(振込·引出制限)

65歳以上の方で、過去3年以上普通貯金 口座・貯蓄貯金口座での取引実績がない 場合、キャッシュカードによるATMでの 振り込み、引き出しができません。

奈良信用金庫



参賣中央信用金庫

【令和5年1月から開始】

振込制限 65歳以上の方で、過去3年以上キャッ シュカードを利用したATMでの振り 込み実績がない口座については、 ATMでの振り込みができません。

対象口座をお持ちの方で、取り引きをご希望の方は、 各金融機関にお問い合わせください。



特殊詐欺被害の約9割は固定電話から

被害防止には、迷惑防止機能付き電話(防犯電話)が有効です。

※お住まいの市町村で電話機購入の補助事業を行っている場合があり ますので、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

間 県警察本部生活安全企画課 ☎0742-23-0110



高齢者等 特殊詐欺

